

平成26年第2回和水町議会臨時会会議録

平成26年4月23日和水町議会第2回臨時会を議場に招集された。

1. 平成26年4月23日午前10時00分招集

2. 平成26年4月23日午前10時02分開会

3. 平成26年4月23日午後4時54分延会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 生山敬之	2番 森潤一郎	3番 蒲池恭一
4番 豊後力	5番 荒木政士	6番 松村慶次
7番 小山暁	8番 高巢泰廣	9番 庄山忠文
10番 荒木拓馬	11番 池田龍之介	12番 杉本和彰
13番 杉村幸敏	14番 笹淵賢吾	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	松尾裕二	書記	前田聡子
------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	福原秀治	教育長	小出正泰
総務課長	高木洋一郎	総合支所長 兼住民課長	松尾憲成
会計管理者	隅部久美子	企画課長	今村裕司
税務住民課長	石原民也	健康福祉課長	堤一徳
経済課長	坂本政明	建設課長	池田宝生
学校教育課長	吉田収	社会教育課長	有富孝一
福祉課長	坂本誠司	事業課長	山下仁
町立病院事業管理者	志垣信行	町立病院事務部長	豊後正弘
特別養護老人 ホーム施設長	石原恵一		

12. 議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

開会・開議 午前10時02分

○臨時議長（森 潤一郎君） ただいま御紹介されました森潤一郎です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位の御協力によりまして、無事任務を果たしてまいりたいと思っておりますので、何とぞ格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから、平成26年第2回和水町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（森 潤一郎君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長選挙

○臨時議長（森 潤一郎君） 日程第2、議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番生山敬之君、及び3番蒲池恭一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（事務職員が議員へ投票用紙を配付する）

投票用紙の配付漏れはありませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議員席に向かって、何も入っていないことを確認し演壇に置く）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（松尾裕二君） 1番生山敬之議員、3番蒲池恭一議員、4番豊後力議員、5番荒木政士議員、6番松村慶次議員、7番小山曉議員、8番高巢泰廣議員、9番庄山忠文議員、10番荒木拓馬議員、11番池田龍之介議員、12番杉本和彰議員、13番杉村幸敏議員、14番笹渕賢吾議員、2番森潤一郎議員、以上で点呼を終わります。

○臨時議長（森 潤一郎君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。生山敬之君、蒲池恭一君、開票の立会いをお願いします。

（立会いのもとに事務局が開票事務を行う）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、荒木政士君7票、森潤一郎君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、荒木政士君と森潤一郎君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。荒木政士君及び森潤一郎君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。番号の小さい順にくじを引くことになります。2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。番号の小さいほうが当選人となります。くじは抽選棒で行います。

生山敬之君、蒲池恭一君、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

荒木政士君及び森潤一郎君、くじを引いてください。

（立会いのもとくじを引く）

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。まず、森潤一郎君、次に荒木政士君、以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

森潤一郎君、荒木政士君、くじを引いてください。

（立会いのもとくじを引く）

くじの結果を報告します。くじの結果、森潤一郎君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

（議場を開く）

ただいま議長に当選されました森潤一郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） ただいま、選挙の結果、私に当選が決まりましたけど、私、このたび初めて選挙に出馬しまして、初めて上がったような次第です。まだ慣行いろんな不勉強な面がございます。よって、とても受けるような状態ではございませんので、不承諾を申し上げたいと思います。

○臨時議長（森 潤一郎君） ただいまの選挙で議長に当選されました森潤一郎君から、当選を辞退するとの申し出がありました。

改めて選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数、14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番生山敬之君、及び3番蒲池恭一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（事務職員が議員へ投票用紙を配付する）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議員席に向かって、何も入っていないことを確認し演壇に置く）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。生山敬之君、蒲池恭一君、開票の立会いをお願いします。

（立会いのもとに事務局が開票事務を行う）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、荒木政士君7票、小山暁君5票、森潤一郎君2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、荒木政士君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

(「議長、休憩を」と呼ぶものあり)

暫時休憩に入ります。

申し訳ありません。不慣れな議長で申し訳ありませんけど、告知が終わりました後、休憩に入りたいと思います。よろしゅうございますか。

ただいま議長に当選されました荒木政士君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

暫時休憩に入ります。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時46分

○臨時議長(森 潤一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 荒木政士君

○5番(荒木政士君) 荒木政士でございます。ただいま選挙により、議長ということでございますけれども、私、一身上の都合、いろんな都合がございまして、御辞退させていただきます。

○臨時議長(森 潤一郎君) 暫時休憩に入ります。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時05分

○臨時議長(森 潤一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

改めて選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

(「議長、こういう選挙をですたい。何遍したっちゃ一緒です。どうどうめぐりです。」と呼ぶものあり)

○臨時議長(森 潤一郎君) どうどうめぐりといっても一応、法にのっとっての、私が臨時議長ですから。

(「だからですね、議会の投票で一番信任を得た森議員がですたい、議長に就くことが一番いいんじゃないですか」と呼ぶものあり)

○臨時議長(森 潤一郎君) 昨日まで。

(「いや、不慣れだけんどうのこうのって言って議長を辞退する議員はどこにもおらんですよ。」と呼ぶものあり)

○臨時議長（森 潤一郎君） そんなことはなかでしょう。

（「最初から慣れた議長がおっですか」と呼ぶものあり）

（「休憩、休憩」と呼ぶものあり）

休憩。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○臨時議長（森 潤一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木政士君から当選を辞退するとの申し出がありました。

改めて選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番生山敬之君、及び3番蒲池恭一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（事務職員が議員へ投票用紙を配付する）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議員席に向かって、何も入っていないことを確認し演壇に置く）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。生山敬之君、蒲池恭一君、開票の立会いをお願いします。

（立会いのもとに事務局が開票事務を行う）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、小山曉君7票、荒木政士君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、小山曉君と荒木政士君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。小山曉君及び荒木政士君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。番号の小さい順にくじを引くことになります。2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。番号の小さいほうが当選人となります。くじは抽選棒で行います。

生山敬之君、蒲池恭一君、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

小山曉君及び荒木政士君、くじを引いてください。

(立会いのもとくじを引く)

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。まずはじめに、荒木政士君、次に小山曉君、以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

荒木政士君、小山曉君、くじを引いてください。

(立会いのもとくじを引く)

くじの結果を報告します。くじの結果、小山曉君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま議長に当選されました小山曉君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

7番 小山 曉君

○7番(小山 曉君) 7番の小山です。ただいま臨時議長から議長当選人の告知を受けましたが、私は、この結果につきまして承諾できません。その理由を明確に申し上げておきます。今回町長選挙の争点となりました。菊水地区の小中学校建設問題で、福原新町長は、番城校舎建築を中止し、菊水小中学校ともに耐震改修し、複式学級を解消するという選挙公約とその考え方を示されております。私がこれまで推進してきました考え方とは全く逆行しており、とても議会運営の責任者としては不適格者でありますので、よって承諾はできませんので申し上げておきます。以上です。

○臨時議長(森 潤一郎君) ただいま選挙で議長に当選されました小山曉君から、当選を辞退するとの申し出がありました。

改めて選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番生山敬之君、及び3番蒲池恭一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(事務職員が議員へ投票用紙を配付する)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○臨時議長(森 潤一郎君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(議員席に向かって、何も入っていないことを確認し演壇に置く)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

○臨時議長(森 潤一郎君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○臨時議長(森 潤一郎君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。生山敬之君、蒲池恭一君、開票の立会いをお願いします。

(立会いのもとに事務局が開票事務を行う)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、荒木政士君7票、庄山忠文君5票、森潤一郎君2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、荒木政士君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま議長に当選されました荒木政士君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

5番 荒木政士君

○5番(荒木政士君) ただいま臨時議長より、当選の告知を受けたものでございます。私もこれで2回目の当選の告知でございますけれども、私以外にもお二方、それぞれ告知を受けられ辞退されたところでございます。先ほど私も一身上の都合というような一言で申し上げました。先ほどもありましたように、今、非常にこの和水町、学校建設問題等を会議しているこういうときに、やはり私もこれを収めていくような力もございませんし、また、先ほど申しましたように、家庭的、本当に一身上の都合がございますので、再度辞退させていただきます。

それから、よければまた休憩をお願いしたいと思います。

○臨時議長（森 潤一郎君） 暫時休憩に入ります。会議は10分後に開きたいと思います。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

○臨時議長（森 潤一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの選挙で議長に当選されました荒木政士君から当選を辞退するとの申し出がありました。

改めて選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番生山敬之君、及び3番蒲池恭一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（事務職員が議員へ投票用紙を配付する）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議員席に向かって、何も入っていないことを確認し演壇に置く）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。生山敬之君、蒲池恭一君、開票の立会いをお願いします。

（立会いのもとに事務局が開票事務を行う）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、荒木政士君7票、庄山忠文君3票、高巢泰廣君票2票、森潤一郎君2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、荒木政士君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま議長に当選されました荒木政士君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

5番 荒木政士君

○5番(荒木政士君) 議長より、3度目の当選告知でございます。先ほど2回申し上げましたとおり、私の諸事情、一身上の都合もでございます。議長の職は辞退させていただきたいと思いますし、また、このここにおられる議員の皆様方にもどうか私の一身上の都合、御勘案いただきよろしく願いいたしますし、また、辞退した議員の投票を控える、法的にはできないかと思いますが、それをお願いしたいところでございます。以上です。

○臨時議長(森 潤一郎君) ただいまの選挙で議長に当選されました荒木政士君から当選を辞退するとの申し出がありました。

ここで議長提案ですけど、10分前になりましたので、暫時休憩に入り、昼食後1時から会議を開きたいと思えますけど、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○臨時議長(森 潤一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの選挙で議長に当選されました荒木政士君から当選を辞退するとの申し出がありました。

改めて選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番生山敬之君、及び3番蒲池恭一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(事務職員が議員へ投票用紙を配付する)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○臨時議長(森 潤一郎君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(議員席に向かって、何も入っていないことを確認し演壇に置く)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

○臨時議長(森 潤一郎君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○臨時議長(森 潤一郎君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。生山敬之君、蒲池恭一君、開票の立会いをお願いします。

(立会いのもとに事務局が開票事務を行う)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、荒木政士君7票、森潤一郎君7票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、荒木政士君と森潤一郎君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。荒木政士君及び森潤一郎君が議場におられますので、くじを引いてください。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。番号の小さい順にくじを引くこととなります。2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。番号の小さいほうが当選人となります。くじは抽選棒で行います。

生山敬之君、蒲池恭一君、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

荒木政士君及び森潤一郎君、くじを引いてください。

(立会いのもとくじを引く)

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。まず、森潤一郎君、次に荒木政士君、以上のおりです。

ただいまの順により当選人を決定するくじを行います。

森潤一郎君、荒木政士君、くじを引いてください。

(立会いのもとくじを引く)

くじの結果を報告します。くじの結果、荒木政士君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま議長に当選されました荒木政士君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） ただいま議長より、これで4回目の当選告知ということで、ございます。私は、3回と同じでございまして、個人的諸事情、一身上の都合もございまして、ここで辞退させていただきます。

また、議員の皆様方には先ほども申しましたけれども、やはり辞退した議員に対する投票というのをできれば差し控えていただきたい、それだけをお願い申し上げます。以上です。

○臨時議長（森 潤一郎君） ただいまの選挙で議長に当選されました荒木政士君から当選を辞退するとの申し出がありました。

改めて選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番生山敬之君、及び3番蒲池恭一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（事務職員が議員へ投票用紙を配付する）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議員席に向かって、何も入っていないことを確認し演壇に置く）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

○臨時議長（森 潤一郎君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。生山敬之君、蒲池恭一君、開票の立会いをお願いします。

（立会いのもとに事務局が開票事務を行う）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、荒木政士君7票、森潤一郎君7票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、荒木政士君と森潤一郎君の得票数は、いずれもこれを超

えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。荒木政士君及び森潤一郎君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。

1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。番号の小さい順にくじを引くこととなります。2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。番号の小さいほうが当選人となります。くじは抽選棒で行います。

生山敬之君、蒲池恭一君、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

荒木政士君及び森潤一郎君、くじを引いてください。

(立会いのもとくじを引く)

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。まずはじめに、森潤一郎君、次に荒木政士君、以上のおりです。

ただいまの順により当選人を決定するくじを行います。

森潤一郎君、荒木政士君、くじを引いてください。

(立会いのもとくじを引く)

くじの結果を報告します。くじの結果、森潤一郎君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま議長に当選されました森潤一郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

○2番(森潤一郎君)　　こういうことでありますけど、私、先ほども申し上げましたように、初めての議会議員の経験であります。議会というのは、慣例、あるいは経緯、それからどちら側というわけではありませんけど、この町政の運営に携わる意味では非常に重要な議長ということになります。どう考えても私では不適任であります。よって、不承諾といたします。

○臨時議長(森潤一郎君)　本来、臨時議長は何の権限もないんですけど、こういう形で永遠と続くのもひとつの方法だと思いますけど、ここで議員各位の皆さんに御提案ですけど、ここで暫時休憩をしながら頭を冷やす、あるいは考える、いろんな要件を吟味していただければというふうに思います。

それでは、ただいま1時30分ですので、1時45分まで暫時休憩に入ります。

休憩　午後1時30分

再開　午後1時45分

○臨時議長(森潤一郎君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの選挙で議長に当選されました森潤一郎君から当選を辞退するとの申し出がありまし

た。

改めて選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番生山敬之君、及び3番蒲池恭一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(事務職員が議員へ投票用紙を配付する)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○臨時議長(森 潤一郎君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(議員席に向かって、何も入っていないことを確認し演壇に置く)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○臨時議長(森 潤一郎君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○臨時議長(森 潤一郎君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。生山敬之君、蒲池恭一君、開票の立会いをお願いします。

(立会いのもとに事務局が開票事務を行う)

選挙結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、荒木政士君7票、森潤一郎君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、荒木政士君と森潤一郎君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。荒木政士君及び森潤一郎君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。番号の小さい順にくじを引くこととなります。2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。番号の小さいほうが当選人となります。くじは抽選棒で行います。

生山敬之君、蒲池恭一君、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

荒木政士君及び森潤一郎君、くじを引いてください。

(立会いのもとくじを引く)

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。まずはじめに荒木政士君、次に森潤一郎君、以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

荒木政士君、森潤一郎君、くじを引いてください。

(立会いのもとくじを引く)

くじの結果を報告します。くじの結果、森潤一郎君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま議長に当選されました森潤一郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

○2番(森潤一郎君) 私、先ほども申しあげましたが、その任にあらずということで不承諾をいたします。

○臨時議長(森潤一郎君) こういう権限はございませんけど、臨時議長の立場で私は刻々とこの議長決めの選挙を諮っていく権限しかございません。ただ、荒木政士議員と私との、この二人での不承諾ということでもって選挙をこのまま続けていくのか、あるいは、ここで暫時休憩をしながらお互い議員同士の皆さん方の話し合いの中で何かを見つけ出していくのか、そのへん暫時休憩しながら進めてまいりたいと思いますけど、よろしゅうございますか。いかがでしょうか。それでは、暫時休憩に入ります。

少し話し合いの場も必要かと思えますし、2時半から再開したいと思います。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時34分

○臨時議長(森潤一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩室のほうにて暫時会議を開きましたけど、なかなかお互いの議員同士の気持ちがすりあわせられないところがございます。

今日は、傍聴席の方々もいらっしゃいますし、執行部の方々もお忙しい中にずっと座っていただいております。我々議会の不手際でもってこういう形になったことを臨時議長ではありますけど、お詫び申し上げたいと思います。

これより、休憩に入りまして、時間を切らない休憩に入りたいと思います。

休憩します。

休憩 午後 2 時35分

再開 午後 4 時39分

○臨時議長（森 潤一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

改めて選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番生山敬之君、及び3番蒲池恭一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（事務職員が議員へ投票用紙を配付する）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議員席に向かって、何も入っていないことを確認し演壇に置く）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

○臨時議長（森 潤一郎君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。生山敬之君、蒲池恭一君、開票の立会いをお願いします。

（立会いのもとに事務局が開票事務を行う）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、荒木政士君7票、森潤一郎君7票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、荒木政士君と森潤一郎君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。荒木政士君及び森潤一郎君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。

1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。番号の小さい順にくじを引くこととなります。

2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。番号の小さいほうが当選人となります。くじは抽選棒で行います。

生山敬之君、蒲池恭一君、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

荒木政士君及び森潤一郎君、くじを引いてください。

(立会いのもとくじを引く)

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。まずはじめに、荒木政士君、次に森潤一郎君、以上のとおりです。

ただいまの順により当選人を決定するくじを行います。

荒木政士君、森潤一郎君、くじを引いてください。

(立会いのもとくじを引く)

くじの結果を報告します。くじの結果、荒木政士君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま議長に当選されました荒木政士君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

5番 荒木政士君

○5番(荒木政士君) また5回目の当選告知でございますけれども、同様に御辞退させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○臨時議長(森潤一郎君) お諮りします。日程の順序を変更し、追加日程第1、議席の指定、追加日程第2、会議録署名議員の指名、追加日程第3、会期の決定までを日程に追加し、追加日程第1号から追加日程第3号までとして議題にしたいと思っております。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○臨時議長(森潤一郎君) 議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定までを日程に追加し、追加日程第1号から第3号として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議席の指定

○臨時議長(森潤一郎君) 追加日程第1、議席の指定を議題とします。

追加日程第1、議長の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元にお配りしました議席表のとおり指定します。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長(森潤一郎君) 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番生山敬之君、3番蒲池恭一君を指名します。

追加日程第3 会期の決定

○臨時議長（森 潤一郎君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から5月9日までの17日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から5月9日までの17日間に決定しました。

お諮りします。これで本会の会議は延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（森 潤一郎君） 異議なしと認めます。

これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

それでは御起立をお願いします。どうもお疲れさまでした。

延会 午後4時54分